

2023年8月吉日

お客さま各位

佐賀信用金庫

当座勘定規定の一部改定について

平素より、佐賀信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、こら送金の取扱開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいているお客さまにおかれましても、改定後の規定が適用されますので予めご了承ください。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定

2. 改定日

2023年8月23日（水）

3. 改定内容

新	旧
<p>【一般用】</p> <p>第1条～第8条（省略）</p> <p>第9条</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>（2）<u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>（3）</u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第10条～第32条（省略）</p>	<p>【一般用】</p> <p>第1条～第8条（省略）</p> <p>第9条</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>追加</u></p> <p>（2）手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p> <p>第10条～第32条（省略）</p>

※ 下線部が改定箇所 ※ 「省略」箇所は、以前の規定の内容と変わりありません。

以上